

健康保険の取扱い変更のお知らせ（平成28年10月～）

短時間労働者の加入要件が見直されます

■ これまで…

一般従業員と比べて

- ・ 1日または1週間の所定労働時間
 - ・ 1ヶ月間の所定労働日数
- 両方とも **おおむね** 3/4 以上であれば加入

基準の明確化

■ 平成28年10月より

一般従業員と比べて

- ・ 1週間の所定労働時間
 - ・ 1ヶ月間の所定労働日数
- 両方とも **3/4以上** であれば加入

※被保険者数が500人以上を超える事業所は…

- ①学生でない
 - ②週の所定労働時間が20時間以上
 - ③雇用期間が1年以上見込まれる
 - ④賃金月額が88,000円以上
- ①～④のすべての要件を満たした場合は適用拡大により加入することになります

兄・姉の被扶養者認定要件が変更されます

■ これまで…

主として被保険者の収入で
生計を維持
＋
被保険者と同居

同居要件の廃止

■ 平成28年10月より

主として被保険者の収入で
生計を維持

※収入要件の変更はありません

ご不明な点等ございましたら、当健康保険組合までお問い合わせ下さい。

大阪鉄商健康保険組合

TEL 06-6532-4373